

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年1月16日

石川県監査委員	安居知世
同	一川政之
同	村上勝
同	作田有子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監査の結果
金沢城・兼六園管理事務所	令和5年10月26日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	公園施設の設置許可に係る財産事務において、複数年にわたり使用料の金額を誤って適用しているものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。 (意見) 土木部においては、石川県都市公園条例の使用料の金額が正しく適用されるよう指導するとともに、都市公園施設の適正な管理運営のため、使用料の適宜見直し等を図られるよう取り組まれない。
金沢教育事務所	令和5年12月20日	令和4年10月1日～ 令和5年9月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	令和4年9月1日～ 令和5年8月末日	〃
こころの健康センター	令和5年12月22日	令和4年10月1日～ 令和5年9月末日	〃
自治研修センター	〃	〃	〃
医王特別支援学校	令和5年12月25日	令和4年11月1日～ 令和5年9月末日	〃
金沢北陵高等学校	〃	〃	〃